

決断の理由を明かした。鳥越氏とは十二、十三日に二回会談。「鳥越氏は私たちの政策を参考にすると考えていた。三度目の選挙を市民の力で戦うという私たちへの敬意も感じられた」と振り返る。二〇一二、一四年の都知事選でいずれも百万票近くを獲得し次点だった宇都宮氏は、鳥越氏への支援について「(要請されたら)考えた

い」と述べるにとどめた。会見を見守り、涙ぐむ支援者も。板橋区の主婦丸井英里さん(五十)は「悔しい。でも宇都宮さんがどれほどの思いで決断したのかが分かったので、受け止めるしかない」と残念がった。鳥越氏は十三日夜、記者団に「会談ではひと言も降りるとは言っていないので驚いた。心中察するに余りある。宇都宮さんの志

を受け止めたい」と語った。東京都知事選で、十三日夜現在で、記者会見を開いて立候補を表明しているのは、増田寛也、小池百合子、鳥越俊太郎の三氏のほか、マック赤坂、中川暢三、桜井誠、今尾貞夫、山口敏夫、立花孝志、山口節生、高橋尚吾、山中雅明、上杉隆、七海ひろこの各氏。

権利や財産権を侵害し違憲だとして、製造物責任法や民法に基づき、原発メーカーに直接、賠償請求できるとした。判決は「憲法が保障する基本的人権から、原告が主張する権利が発生すると解することはできない」と退けた。責任集中制度については「原子力災害の被害者に対する損害賠償が全うされるよう、政府の援助も含めて規定を整備しており、合理的で憲法に違反しない」とした。

原発メーカーの賠償責任認めず

東京地裁 福島事故、住民ら敗訴

東京電力福島第一原発事故で、福島県の被災者を含む国内外の約二千八百人が、原子炉を製造した米ゼネラル・エレクトロニクス(GE)と東芝、日立製作所の三社に損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁(朝倉佳秀裁判長)は十三

日、原告側の請求を棄却した。原告側は控訴する方針。

原子力損害賠償法(原賠法)は、原発事故の賠償責任を電力会社に限定する「責任集中制度」を採り、電力会社以外は責任を負わないと規定する。訴訟は同

制度の違憲性を問うことが大きな目的で、請求額は一人当たり百円とした。訴訟で原告側は「ノー・ニュークス権」(原子力の恐怖から免れて生きる権利)を主張。同制度はこの

判決後の記者会見で、原告の森園かずえさん(五四)は「福島県郡山市」は「事故の現実を感じてもらえず、怒りを覚える」と述べた。

お座敷天ぷら

—大切なお集まりに—



本店 銀座6丁目 ご予約03-3571-1949
帝国ホテル店・赤坂店・新宿別館